

国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦供給円滑化対策公募要領

制定 令和4年4月 28 日付け4農産第 630 号

第1 総則

国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦供給円滑化対策に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

第2 目的

実需者等（製粉企業、精麦企業等及び実需者の組織する団体をいう。以下同じ。）における小麦等（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）の一時保管による安定供給体制の構築を促進するため、実需者等が産地から小麦等を引き取る際の運搬費、保管経費等を支援します。

第3 事業の内容

本事業の内容は、関係法令、国産小麦供給円滑化事業補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第627号農林水産事務次官依命通知）及び国産小麦供給円滑化事業実施要領（令和4年4月28日付け4農産第629号農林水産省農産局長通知）によるほか、以下に掲げるとおりとします。

1 事業の対象

本事業の対象は、民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下、「民間流通麦要領」という。）第2の2に規定する民間流通麦（以下単に「民間流通麦」という。）のうち、同要領第4、第5及び第6の規定により取引される小麦等であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「対象麦」という。）とします。

- (1) 実需者等が令和4年4月1日以降に購入（所有権移転）した令和3年産の小麦等のうち民間流通麦要領第4の2の（5）のイにより都道府県ごとに設定した一定の幅を超えた小麦等であること。
- (2) 実需者等が民間流通麦要領第4の6の（11）のイに規定する需要者又は固有用途需要者である場合には、令和3年産の民間流通麦の契約数量の範囲内であって、令和4年4月1日以降に購入（所有権移転）した小麦等であること。

2 事業の内容

補助事業者は、小麦等の供給円滑化を図るため、対象麦の数量を上限として、保有する対象麦の在庫について、その一時保管等に要する経費を補助されるとともに（ただし、実需者等が保有する倉庫で保管した場合の保管料は除く。）、次に掲げる事業を行うものとします。なお、補助事業者が全国団体の場合は、（3）に係る経費について複数の都道府県をまとめて申請することができます。

- (1) 保有する対象麦が保管されていることの確認
- (2) 当該対象麦の入出庫の確認
- (3) 当該対象麦に係る一時保管等に要した経費の算定・申請

第4 応募者の要件

事業の補助事業者は、実需者等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとしま

す。

- (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
- (2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

第5 補助対象経費の範囲

本事業の補助対象経費の範囲は、別表1に掲げるとおりとします。また、本事業における補助金の額は、151,255千円以内とします。

応募に当たっては、本事業期間中における必要経費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額と一致するとは限りません。

また、必要経費については、円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

補助の対象としない経費は、実需者等が保有する倉庫で保管した保管料及び令和4年9月30日（北海道産麦については、令和4年10月31日）までに運搬を完了できなかった小麦等における運搬費と荷役料とします。

第7 補助単価・補助率

本事業の補助単価・補助率は、別表2に掲げるとおりとします。

第8 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月31日までとします。

ただし、補助事業者において費用負担が大きく、緊急性が高いことから、令和4年4月1日以降の取組について支援の対象とすることができるものとします。なお、支援対象期間は、令和5年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、別紙（国産小麦供給円滑化対策の公募に係る申請書類チェックシート）に掲げるとおりとします。

2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限は、第1期は令和4年5月20日（金曜日）17時まで、第2期は令和4年6月24日（金曜日）17時までとします。

申請書類の提出先は、以下のとおりです。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課消費流通第2班

メールアドレス：mugisuisin@maff.go.jp

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画等申請書類は、別記様式第1号から別記様式第4号までに掲げる様式に従って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は無効となりますので、この要領等を熟読の上、注意して作成してください。

- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送等（郵送又は宅配便（バイク便を含む。以下同じ。））又は電子メールとします。
- (5) 申請書類を郵送等する場合は、封筒等の表に「国産小麦供給円滑化対策応募申請書類在中」と朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、件名を「国産小麦供給円滑化対策の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載した上で第9の2のメールアドレスに送付ください。
- (7) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却いたしませんので、御了承ください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (9) 本事業についての問合せ先は、次に掲げるとおりとします。なお、問合せの受付時間は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とします。

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課消費流通第2班 電話番号：03-6744-9531

第10 補助金交付候補者の採択等

1 補助金交付候補者の採択

- (1) 農産局長は、応募者から提出された事業実施計画書等を確認し、本事業の補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を採択し、予算の範囲内において承認します。

なお、申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

- (2) 審査結果については、審査終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

2 交付決定に必要な手続

補助金交付候補者は、実施要領、その他の通知（以下「実施要領等」という。）の内容を承知した上で、交付等要綱に基づき、交付申請を行うものとします。

第11 補助事業者の責務等

補助事業者は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守ってください。

1 事業の推進

補助事業者は、実施要領等を遵守し、本事業全体の進行管理、事業成果の公表等、

本事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理等をいう。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 補助事業者は、補助金の経理を補助事業者の会計部署等において実施すること。
なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

第 12 公示への委任等

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示します。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページに掲載して行うこととします。

また、この公示に併せて、貿易業務課は、公募開始等の周知に努めることとします。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

別表 1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	保管料	本事業を実施するために必要な対象麦の倉庫での一時保管に係る経費	事業の対象となる小麦等は実需者等が保管料を負担しているものであること
	運搬費	本事業を実施するために必要な産地倉庫から実需者等の倉庫等への運搬に係る経費	運搬費及び荷役料については、令和4年9月30日（北海道産麦については令和4年10月31日）までに運搬を完了した場合に対象とする
	荷役料	本事業を実施するために必要な産地倉庫からの運搬に係る荷役経費	

予算を超える申請があった場合は、申請数量に応じて案分を行うものとする。

別表 2

補助単価・補助率

補助対象経費	補助単価・補助率
(1) 小麦等の倉庫での保管料	(1) : 定額 (1/2 相当) (保管料 : 107 円 (1 期) /ト)
(2) 産地倉庫から実需者等の倉庫等への運搬費 (3) 産地倉庫からの運搬に係る荷役料 (出庫料)	(2) ・ (3) : 1/2 以内

補助単価・補助率欄の保管料については、1日から10日まで、11日から20日まで、21日から月末までをそれぞれ1期とする。